平成２５年（フ）第１２３号
福井市川合鷲塚町第18号５番地３
債務者　毛利　美幸
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
福井県鯖江市吉谷町147番地
債務者　堀　つや子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
福井市水越２丁目306番地１
債務者　陣内美代子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
福井県鯖江市水落町３丁目９番７号
債務者　山岸冨美子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
福井県越前市家久町第64号22番地の３
債務者　密居　幹生
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
福井市足羽３丁目２番14号　立矢団地２号館36号室
債務者　山川　　稔
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
福井市定正町905番地　ラ・ミッシェルＡ301号、旧住所福井市文京１丁目３番20号
債務者　髙橋　永江（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福井県小浜市東市場第19号16番地の１
債務者　黒澤　高弘
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第１６４号
山梨県南アルプス市藤田2219番地７
債務者　西　　宏
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島39番地の２　スカイアクシス２―２、申立時の住所愛知県海部郡大治町大字西條字殿池36番地の１
債務者　米村美都子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市築地３丁目４番17―502号
債務者　柴田みち子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８６号
広島市西区楠木町３丁目13番４号
債務者　田村　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
広島県尾道市美ノ郷町三成3008番地１　アーバン内海202号
債務者　藤田　美保（旧姓セガワ）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
徳島県美馬市脇町字平帽子402番地
債務者　國本　修二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第１６号
徳島県美馬市脇町字平帽子406番地
債務者　藤岡　憲二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２７号
愛媛県今治市玉川町八幡甲242番地６、前住所愛媛県今治市大西町脇甲839番地12
債務者　矢野佳津子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５９号
福岡県飯塚市南尾400番地２
債務者　茅野さわ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部